

新型コロナウイルス対策の紹介

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の流行により、企業経営は大きな影響を受けています。本稿では、主に国等が示している新型コロナウイルスに係る経済対策について紹介します。

新型コロナウイルスの流行によるイベントや会合の中止、インバウンド需要の激減等によって、国内企業の経営はネガティブな影響が大きくなっています。資金繰りは企業にとっての血流のようなものですから、資金繰りが繋がらなければ企業は行き詰まってしまう。そこで国等は、主に資金繰りの円滑化に的を絞った施策を提示していますので、その一部を以下にご紹介します。

なお、各相談窓口には多くの相談が寄せられている状況です。施策の利用をお考えの方は、ギリギリまで待たずに、できるだけ早めに担当窓口へアクセスしていただくか、当事務所までご相談ください。

■ 日本政策金融公庫「新型コロナウイルス特別貸付」・実質無利子化融資

次の①②のいずれかに該当する方（新型コロナウイルスの影響を受け一時的な業況悪化をしているものの、中長期的には業況の回復・発展が見込まれる場合）が対象です。

- ① 最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少
- ② 業歴3か月以上1年未満の場合は、最近1か月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少
 - ・過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高
 - ・令和元年12月の売上高
 - ・令和元年10月～12月の平均売上高

融資限度額 6,000万円（据置期間5年以内、設備20年・運転15年以内 国民生活事業）
実質無利子化 特別利子補給制度（※）

- ※現在準備中、融資額3,000万円の部分について利子補給による実質無利子化
小規模事業者…個人：要件なし 法人：売上高▲15%以上
中小企業者…個人・法人：売上高▲20%以上
売上高比較は、最近1か月＋その後2か月も含めた3か月間のうちいずれか1か月で比較

URL：https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

■ 信用保証協会「危機関連保証制度」

区市町村長の認定を受ける必要があります。融資は金融機関から行われますが、これに対して公的保証を付するものです。

融資限度額 2億8,000万円（据置期間2年以内、設備・運転10年以内）
融資金利は金融機関所定利率

URL：https://www.cgc-tokyo.or.jp/institution/cgc_kyokaiseido2019.4.pdf

■ 東京都「経営支援融資・危機対応型」

東京都が信用保証協会の危機関連保証制度に対する信用保証料補助等を行うものです。

URL：<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/kuushi/list/>

■ 東京都「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資・借換」

信用保証協会の危機関連保証とは別枠で（上限あり）、東京都が信用保証料補助等を行いつつセーフティネット貸付を行うものです。セーフティネット保証に関する区市町村の認定書が必要です。

融資限度額 2億8,000万円（据置期間2～3年以内、運転10年以内、設備10年～15年以内）
融資金利は1.5%～2.2%

URL：https://www.cgc-tokyo.or.jp/cgc_covid-19_info_2020-3.pdf

■ 神奈川県「新型コロナウイルス対策特別融資」

新型コロナウイルスの影響で、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる、セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等が対象です。

融資限度額 2億8,000万円（据置期間1年以内、運転10年以内、設備15年以内）
融資金利は1.2%～1.6%

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10460/corona-chirashi.pdf>

< 3月末～4月の主な税務 >

3月31日	1月決算法人 7月決算法人	確定申告・納付期限 中間申告・納付期限	4月10日	源泉所得税（一般）・住民税	納付期限
			4月16日	申告所得税・個人消費税・贈与税	
			4月30日	確定申告・納付期限（期限延長） 2月決算法人 8月決算法人	確定申告・納付期限 中間申告・納付期限

< 発行元・お問い合わせ先 >